

平成26年10月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

平成26年10月28日 開会

平成26年10月28日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成26年10月28日（火曜日）午後3時38分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提案理由の概要説明
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第10号 平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第11号 平成25年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第7 議案第12号 平成25年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第8 請願第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の死亡に関し、第三者委員会による調査の実施を求める請願
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

1番	鎌田修悦	2番	後藤健
3番	高橋大	4番	藤原美佐保
6番	由利昌司	8番	長谷部誠
9番	伊藤榮悦	11番	久留嶋範子
12番	菊地衛	13番	青柳宗五郎
14番	鹿兒島巖	15番	長井直人
16番	佐々木文明	17番	三浦正隆

18番 芦崎達美
20番 畠山菊夫
22番 高橋浩人
24番 菅原政一

19番 渡邊彦兵衛
21番 草階廣治
23番 松田知己
25番 佐々木哲男

欠席議員（3名）

5番 渡部幸男
10番 橋村誠

7番 児玉一

地方自治法第121条による出席者

広域連合長 穂積志
代表監査委員 柴田暹
事務局次長 水木卓
会計管理者 佐藤庄二

副広域連合長 栗林次美
事務局長 須藤智明
業務課長 伊藤巧

議会担当職員出席者

議会書記 小松美紀

議会書記 成田雄希

午後3時38分 開会

○議長（青柳宗五郎） 時間前でございますけれども、本日の出席議員は22名であります。よって、定足数に達しておりますので、これより平成26年10月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

報道関係者の撮影を許可いたします。

諸般の報告

○議長（青柳宗五郎） この際、諸般の報告をいたします。報告は朗読を省略し、各議員への配付をもって報告といたします。

また、本日は、柴田暹代表監査委員に出席をいただいておりますので、あわせて報告をいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青柳宗五郎） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、伊藤榮悦議員、松田知己議員の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（青柳宗五郎） 次に、日程第2、会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3 提案理由の概要説明

○議長（青柳宗五郎） 次に、日程第3、提案理由の概要説明を行います。

議案第10号平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）から議案第12号平成25年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件までの各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積 志） 平成26年10月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開会され、今定例会提出の補正予算案及び決算認定の件をご審議いただくに当たり、概要を説明申し上げます。

提出案件の説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況について申し上げます。

さきの社会保障審議会において、厚生労働省は、所得の低い方を対象にした保険料負担を軽減する特例について、段階的に廃止する方針を示しました。これは高齢化によって膨らみ続ける医療費を現役世代が負担し切れなくなるため、高齢者にも一定の負担を求めようとするものであります。厚生労働省では、来年の通常国会に関連法案を提出し、平成28年度からの実施を目指すとしておりますので、今後とも、この動向を注視してまいります。

また、先般、会計検査院の調査により、全国34都道府県の広域連合において、国からの高額医療費負担金が過大に支給されていたとする報道がありましたが、当広域連合はこれには含まれておりませんので、ご報告申し上げます。

次に、議案の内容について説明申し上げます。

今定例会には、補正予算案1件、決算認定2件の議案を提出しております。

初めに、議案第10号平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、平成25年度の医療給付費が確定したことに伴う、国、県及び市町村負担金並びに特別調整交付金の精算等によるものであります。

歳入歳出予算の総額に29億5,092万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,462億1,462万円とするものであります。

続きまして、議案第11号について説明申し上げます。

議案第11号平成25年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件についてであります。本件につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき議会の認定をいただくため、提案するものであります。

決算の内容について、ご説明申し上げます。

歳入では、予算現額 4 億 2 6 8 万 4, 0 0 0 円に対し、決算額は 4 億 2 0 6 万 9, 8 9 8 円で、予算現額に対する収入率は 9 9. 8 %であります。

歳出では、予算現額 4 億 2 6 8 万 4, 0 0 0 円に対し、決算額は 3 億 8, 8 3 1 万 1, 7 0 3 円で、予算現額に対する執行率は 9 6. 4 %であります。この結果、歳入歳出差引残額は 1, 3 7 5 万 8, 1 9 5 円であります。

続きまして、議案第 1 2 号についてご説明申し上げます。

議案第 1 2 号平成 2 5 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件についてであります。

本件につきましても、地方自治法第 2 3 3 条の規定に基づき議会の認定をいただくため、提案するものであります。

決算の内容についてご説明申し上げます。

歳入では、予算現額 1, 4 5 3 億 1 6 0 万 5, 0 0 0 円に対し、決算額は 1, 4 8 7 億 7, 9 0 1 万 7, 6 7 5 円で、予算現額に対する収入率は 1 0 2. 4 %であります。

歳出では、予算現額 1, 4 5 3 億 1 6 0 万 5, 0 0 0 円に対し、決算額は 1, 4 2 2 億 3, 4 7 1 万 2, 2 9 7 円で、予算現額に対する執行率は 9 7. 9 %であります。

この結果、歳入歳出差引残額は 6 5 億 4, 4 3 0 万 5, 3 7 8 円であります。

以上、補正予算、一般会計及び特別会計の決算について概要をご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、一般会計及び特別会計の決算につきましては、監査委員の審査を受け、その結果が意見書として提出されております。監査委員の意見につきましては、これを十分に尊重いたしまして、今後とも効率的かつ安定的な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

日程第 4 一般質問

○議長（青柳宗五郎） 次に、日程第 4、一般質問を行います。質問通告者は 2 名でございます。発言の順序は受け付け順といたします。

なお、一般質問については、申し合わせにより、一括して質問、答弁を行うこととし、質問時間については 1 5 分以内と制限をしております。また、1 回目の質問は登壇して行

い、再質問以降については議席において行うこととしておりますので、ご協力をお願いいたします。

11番久留嶋議員の一般質問を行います。発言を許します。11番久留嶋議員。

【 11番 久留嶋範子議員 登壇 】

○11番（久留嶋範子） 11番久留嶋範子です。初めての広域連合議会での一般質問をさせていただきます。当局からの明快な答弁を期待いたしまして、質問に入ります。

私からは2点についてお伺いいたします。

1点目、厚労省が社会保障審議会に示した後期高齢者医療制度の改悪案についてお尋ねいたします。

厚生労働省は15日、社会保障審議会の部会を開き、75歳以上の人が入る後期高齢者医療制度で低所得者らの保険料を軽減する特例の廃止案を示し、大筋で了承されました。厚労省は、2016年度から段階的に廃止する方向で検討していますが、周知期間が短いなどの慎重論があるため、今回は時期を明示せず、今後の検討課題といたしました。廃止すれば、低所得者らの負担増につながり、反発は避けられません。

部会では、委員から、急激な負担増とならないよう慎重に対応する必要があるなどの意見が出されました。しかし、特例の廃止そのものは、高齢者にも応分の負担を求めざるを得ないとの認識で一致いたしました。負担増になる高齢者は約865万人、加入者の半数以上です。保険料負担が3倍にもなる世帯も生まれるなど、2008年の制度開始以来最大規模の改悪案であります。年金は減らされる一方なのに、医療、介護などの負担は膨らみ、長生きをますますつらくする改悪は許すことができません。

75歳以上が入る後期高齢者医療では、現在、年金収入で250万円以下の世帯を対象に、特例として、保険料を最大9割削減、子供の扶養家族だった高齢者も、特例として9割に軽減しております。ところが、厚労省は、世代間、世代内の不均等があるとして、特別特例措置をなくし、810億円の医療費を削減する案を提案いたしました。厚労省の試算では、年金収入が年額80万円以下のひとり暮らしの場合、現在の保険料は9割軽減で月額370円。特例が廃止されれば、本来の7割軽減で月額1,120円と大幅な負担増となります。また、夫婦2人暮らしで、それぞれの年金収入が80万円以下の場合、世帯で合わせて月額740円だった保険料は2,240円に増額されます。

審議会では、そのほかに入院給食費も自己負担を1食当たり200円引き上げて460円とし、医療費削減のため、入院患者追い出しを進める案を示しております。大病院200床以上を紹介状なしで受診する外来患者の自己負担について、初診料2,820円や、再診療720円を全額自費とする案や、現在の窓口負担増に加えて5,000円や1万円を求める案も議論されております。

後期高齢者医療制度は、小泉政権の社会保障破壊、構造改革路線の柱として、06年に導入が決められ、08年に実施が強行されました。75歳以上の人を、それまで加入していた公的医療保険から切り離し、「後期」と名づけた別立ての医療制度に囲い込んだのです。年齢で医療を差別する医療制度は、世界でも異例のものであります。後期高齢者医療制度のもともとのねらいは、公的医療費の抑制、圧縮であります。当時の厚労省幹部が、医療費が際限なく上がる痛みを後期高齢者がみずからの痛みで感じてもらうと公言したように、75歳以上の人口と医療費がふえればふえるほど、保険料負担にはね返る仕組みとなっておりま。

負担増か、医療が必要でも我慢するかという二者択一を高齢者に迫る、これほど過酷な仕打ちはありません。制度発足から6年、弊害はいよいよ浮き彫りになっております。2年ごとの保険料改定のたびに、保険料全国平均は引き上げを繰り返しています。保険料を払えず滞納した75歳以上の人は約25万人に上り、正規の保険証でない有効期間が短い短期保険証を交付された人は2万3,000人に達する事態をもたらしています。年金が少なく、天引き対象にならない低所得の高齢者がほとんどであります。保険料払いが困難な高齢者がこれほど広がっているのに、軽減措置廃止という負担増を求めることは、生活苦に追い打ちをかけることにほかなりません。

現在の社会情勢の中で、特に高齢者の厳しい生活実態に照らして、まさに大改悪と言えるもので、到底認めることはできないと考えますが、所感をお聞かせください。

2つ目です。横手市から秋田県後期高齢者医療広域連合に派遣された職員が自殺した問題に対する広域連合の対応についてお伺いいたします。

横手市から秋田県後期高齢者医療広域連合に派遣されていた横手市職員が自殺したこと、遺書にパワーハラスメントを受けたと記してあったことは、職員を派遣してきた県内市町村すべてにとって大きな衝撃であります。そして、何よりも、残された遺族の方々の落胆と悲しみは、察して余りあるものと思います。

しかし、広域連合の対応は、派遣市や遺族が再三にわたってその真相解明と再発防止を求めているにもかかわらず、現在に至るまで、その要請に真摯にこたえる、透明性のある調査を拒んでいると受け取らざるを得ません。

市町村が安心して職員を派遣できるように、また、遺族の方々が少しでも安寧となれるように、そして、かけがえのない人命にかかわる人道上の問題として重く受けとめ、不信感をぬぐえない内部調査ではなく、第三者による調査を行うことが不可欠と考えております。所感をお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。

○議長（青柳宗五郎） 答弁を求めます。穂積連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積 志） 久留嶋議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の後期高齢者医療制度における保険料軽減特例措置廃止案についての所感についてでございます。

今月15日に開催された社会保障審議会医療部会において、保険料軽減特例措置の段階的廃止案のほか、入院時の食事療養費の見直し、200床以上の病院を紹介状なしで受診する場合に、定額負担を徴収することを制度化し、医療機関のさらなる機能分化を促進する案などが示されました。これについて厚生労働省では、来年の通常国会に関連法案を提出し、平成28年度からの実施を目指すとのことであります。

この背景には、今後も少子・高齢化の流れがとまらず、後期高齢者医療制度の支え手となる現役世代の負担増、さらには団塊の世代の高齢化が進み、医療費の増大に歯どめがかからないなどの要因が挙げられております。

当広域連合では、従来から、保険料軽減の特例措置については、安定化を図る視点から、国による財源確保の上、恒久化を図るとともに、見直しに当たっても、被保険者を取り巻く環境を十分考慮し、慎重に行うよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じ、国に対して要望してきております。

今後も、保険者である広域連合の意見が反映されるよう、引き続き要望してまいる所存でございます。

次に、横手市から広域連合に派遣された職員が自死したことについて、第三者により調査を行うべきとの質問についてお答えいたします。

全員協議会の場でも申し上げましたように、内部調査については、職員から十分な聞き取りを行っており、新たな事実や疑義が出てきた際には再考の余地はありますけれども、現段階では、第三者による調査は必要ないものと考えております。以上でございます。

○議長（青柳宗五郎） 再質問。——久留嶋議員。

○11番（久留嶋範子） 2点お伺いいたします。

1点目でありましてけれども、今の連合長の答弁にありましたように、国に対しても要望していくということでありましてけれども、医療制度改悪案によって、この秋田県では、負担増となる高齢者はどれくらいいるのか、お伺いいたします。

また、保険料を払えず、滞納した方に発行する短期保険証を交付された方の人数も、わかりましたら、教えていただきたいと思っております。

2つ目のことでありましてけれども、今、全員協議会の中でも議論がありましたけれども、この10月議会が終わると、各市町村へ、来年度の広域連合への職員派遣の要請があると伺っておりますが、今後、この問題で、各市町村へはどのように説明をされるのか、お尋

ねいたします。以上です。

○議長（青柳宗五郎） 答弁は事務局ですか。最初、須藤事務局長。

○事務局長（須藤智明） 今年度の短期保険証の被保険者数は550人でございます。

○議長（青柳宗五郎） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤智明） 約70%が対象となりますので、400人弱という人数になります。

○議長（青柳宗五郎） 穂積連合長。

○広域連合長（穂積 志） 従来どおり、派遣職員につきましては、内規がありまして、各25の市町村等々をお願いしております。

なお、今、町村のほうで3名ということでございますので、いずれ、後期高齢者等々の数等によって、それぞれの割合が決まっておりますので、従来どおり粛々と要請をお願いするというように考えております。以上でございます。

○議長（青柳宗五郎） 11番、再々質問ありますか。

○11番（久留嶋範子） ありません。

○議長（青柳宗五郎） ありませんか。——11番久留嶋範子議員の一般質問を終わります。

次に、14番鹿兒島議員の一般質問を行います。発言を許します。14番鹿兒島議員。

【 14番 鹿兒島 巖議員 登壇 】

○14番（鹿兒島 巖） 14番、小坂町選出の鹿兒島であります。ただいまから一般質問を行いたいと思います。

質問通告をいたしました課題は2つでございますが、くしくも、先ほど質問いたしました久留嶋議員と重複しておりますので、その辺を踏まえて質問をさせていただきたいと思っております。

まず、第1番目の問題は、後期高齢者医療保険料の特例の廃止問題であります。

先ほど久留嶋議員も話されましたように、厚生労働省は10月15日に部会を開いて、そこでの制度の見直し、特にその中での保険料の問題について、現行の特例措置の廃止案を示したわけでありまして。部会はこれをおおむね了承したと伝えられておりますけれども、また、この報道等によれば、その対象が、実に加算者の約半数、865万人の保険料が大幅に引き上がると。最大で現行の3倍等というふうに言われているわけでありまして。そこで、この特例措置は、制度の導入時期に期限を定めことなく恒久的な措置という形で措置されました。それはなぜかという、この期限を定めると大変なまた混乱が起こることの中、とにかくこの制度を通したいということの中での措置として、恒久的という形にしたわけでありまして。しかし、その舌の根が乾かぬといえますか、ほとぼりが冷め

たこの時期を見計らってこの特例措置を廃止するという方向にかじを切ったわけでありませぬ。現行の後期高齢者及びその扶養者の生活状況というのは非常に厳しいわけでありまして、ご存じのように、年金の引き下げ、それから、つい先日の消費税の引き上げ、さらには来年の、場合によっては消費税のさらなる引き上げ、こういうことで、悪化傾向が強まっている。きょうの新聞の週刊誌等の見出し等には、「貧困老後」という言葉が出ておりました。まさに、老後が貧困の状況に陥る、そのことが出ていたわけでありませぬけれども、こういう状況が本当に許されていいのかどうなのか。県広域連合としては、特例措置の見直しについては、これは反対する立場を明確にとつていただいております。この点について、まず所感をお聞かせいただきたいと思ひます。

2つ目の問題は、横手市から秋田県後期高齢者医療広域連合に派遣されていた職員が遺書を残して自死をしたという問題についてであります。

横手市から連合に派遣された職員、平成26年6月16日でありませぬけれども、パワーハラスメントを受けたことを明記した遺書を残して自死をした。先ほどの秘密会の中で遺書を見せていただきました。いろいろな要因が全くなかつたわけではないけれども、あの文面からは、まさにこの派遣された2カ月間のパワハラが自死の引き金を引いたと、そういうふうに取り敢らざるを得ない、そういう内容であつたと私は思ひしております。このことは、久留嶋議員も話されませぬけれども、横手市の職員の皆さん、そして遺族の皆さんの衝撃は大変だつたらうなど。同時に、全県内の市町村の、派遣をしている、これから派遣をするすべての市町村にとつても、これは看過できない問題というふうに取り敢らざるを得ない状況であります。

しかも、その発生以来、現在まで、その状況は、いろいろ説明資料をいただきましたけれども、払拭し切れていないというふうに取り敢らざるを得ませぬ。時系列的に申し上げければ、8月11日の臨時議会、それから8月29日の全員協議会において、広域連合の対応について報告がされました。議会からも質疑があり、特に第三者による調査について複数の議員から強く要望があつたにもかかわらず、結果として、これを拒む姿勢に終始している。広域連合が透明性のある運営を行う組織であることを内外に示すことが一刻も早く求められていると思ひますし、そして、市町村が安心して職員を派遣できるようにするためにも、そして、かけがえのない人命にかかわる人道上の問題があることも十分踏まえて、内部調査だけではなく、第三者による調査を行い、信頼性を得ていただきたいというふうに取り敢らざるを得ないと思ひます。この点について改めてお伺いをして、再質問をさせていただきたいと思ひます。以上であります。

○議長（青柳宗五郎） 答弁をお願いします。広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○**広域連合長（穂積 志）** 鹿兒島議員の後期高齢者医療制度における保険料軽減特例措置廃止案に関する質問についてお答えいたします。

先ほど、久留嶋議員にお答えいたしましたとおり、本広域連合では、国に対し、これまでも全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じ、保険料軽減の特例措置についての恒久化等の要望を行ってまいりました。今後も、国の動向を注視し、保険者である広域連合の意見が反映されるよう、引き続き要望してまいります。

次に、横手市から広域連合に派遣された職員が自死したことについて、第三者により調査を行うべきとの質問についてでございますけれども、先ほどもお答えしたとおり、内部調査については職員から十分な聞き取りを行っており、新たな事実や疑義が出てきた際には再考の余地はあると考えておりますけれども、現段階では、第三者による調査は必要ないものと考えております。以上でございます。

○**議長（青柳宗五郎）** 14番鹿兒島議員、再質問。

○**14番（鹿兒島巖）** それでは、再質問させていただきます。

まず、1点目の問題であります。そこで、事務局に少しお伺いしたいわけでありましてけれども、秋田県後期高齢者医療連合の被保険者約18万7,000人ということでございますが、2割削減といいますが、2割軽減の対象者、5割軽減の対象者、7割軽減の対象者、9割軽減対象者、パーセンテージと人数を、わかったらお知らせいただきたい。

ちなみに、当町における2割軽減者は10.8%、それから、5割軽減者は4.8%、7割軽減者は18.9%、9割軽減者は29.4%という割合になっております。恐らく、全国ではこの約半数と言っておりますが、秋田県では、この18万7,000名の半数以上がこの軽減対象になるのではないかと思いますし、内訳等を確認して今後の資料にしたいと思っておりますので、今、申し上げました軽減の内容について、わかりましたら、お知らせ願いたい。

○**議長（青柳宗五郎）** 答弁、須藤事務局長。

○**事務局長（須藤智明）** 質問通告にございませんでしたので、後ほど調べてご説明したいと思っております。

○**議長（青柳宗五郎）** 14番、再々質問。

○**14番（鹿兒島巖）** 質問通告にないから知らなかったということで、これに関連する質問、どういうものが出てくるか察しがつくわけで、この関連でどういう内容があるか、軽減の問題で言っているわけですから、それを手元に置いておかないなんていうのは、これはちょっとやっぱり指摘をしておかなきゃならない問題だと思っております。

それはそれで置いて、そういう中で、特にこの軽減問題については、先ほど久留嶋議員も話されましたように、非常に、いわゆる所得の少ない方にとって、少なければ少ないほ

ど負担というものが多くなる、そういう状況になるわけであります。この点を踏まえて、ぜひ連合長にも、先刻の国、あるいは全国の知事会等で積極的な働きかけをお願いしておきたいと思えます。

それで、2つ目のパワハラ問題でありますけれども、一つには、弁護士に依頼をした、その弁護士の見解によればというお話、これは全員協議会でも申しましたけれども、弁護士が直接調査しているものではない、そういう内容について信頼をしてほしいと言われても、信頼し切れないというのが大方の状況になっている。と同時に、こういった問題について、今、日本の一般社会常識としては、こういう問題が起きたときは、第三者という、いわゆる客観的に物が判断できる立場の者から一定の判断の指針をいただくというのが、これは通念上のことになっておりまして、今回の措置は、いわば、最初のボタンのかけ違いが現在までずるずる来ていると。かけ違えたものを、さらにボタンをはめていくから、結局は最後に1つ余ってしまって、どうしたんだというそういう状況になっている。そして、それが、関係する市町村、あるいは私どものど元に刺さったとげになっているというふうに思うわけでありまして、このとげを取り除くためには、こういった第三者による調査、第三者はどうするんだと、難しいのではないかという話でありますけれども、例えば県には人事委員会がありますし、公平委員会もありますし、そういった機関の方々に依頼をすることも可能なわけでありまして、条例がどうのこうのというお話もありますけれども、それはつくればいい話でありますし、対応は、やろうと思えばできるわけでありまして、やらない理由を考えるのではなくて、やる方策を考えていただきたいということを思うわけでありまして、その点についてどういうふうに考えるのかということ。

それから、やはり先ほど言いましたように、この主要な要因等については、どうしても2ヵ月間——これ、期間の問題じゃない。パワハラというのは、期間の問題じゃないわけで、1回でも強烈なパワハラを受けたら、それで人生が変わるということもあるわけで、1ヵ月、2ヵ月とか、短い、長いの問題ではなく、こういう事実があったということをやっぱりきちっとどう認識するのか。あわせて、今のままでは、この問題を含めて、やっぱり広域連合の、何と申しますか、広域連合に対する信頼が損なわれたままずるずる続くということについてのデメリット、これをやっぱりどう払拭するのかということについて、最大限の努力をしていただかなければならないというふうに思うわけでありまして、その点についてどのように考えているのか。今のままでいきますと、先ほど久留嶋議員の答弁で言われたように、粛々と各市町村を回る。回って来られたほうだって、この問題がどうなっているのかわからないのに、「お願いします」と言われて、「はい、そうですか」という単純なものではないということになります。選考される職員も、そういうところに行くのかなという不安を持つわけでありまして、不安を払拭するためには、このボタンのかけ

違いをきちっとやはりかけ直すということの対応が最善であるというふうに思うわけでありませぬけれども、その辺についてのお考えをお聞かせ願いたいと。

○議長（青柳宗五郎） 穂積連合長。

○広域連合長（穂積 志） お答えいたしますが、我々の内部調査といいながらも、その調査に当たっては、客観的にできるだけ努めようということでありまして、そして、県の弁護士会の会長であります加藤先生から聞き取り調査の仕方等々、パワハラがあったか、なかったか、~~否~~ではなくて、どういうやりとりがあったのかという部分を水木次長、それから須藤局長、2人で聞き取り調査したものでありまして、そういう意味では、1人で1対1の調査でもございませぬ。したがって、そういう意味では、聞き取り調査した内容については、客観的に正直な調査票があげられてきたものと考えております。

それを、我々だけではなくて、再度加藤弁護士並びに労働調査等々の――厚生労働省かな、労働局の審議員のメンバーにも選出されております長岐弁護士さんにもその調査票を見ていただきながら、また、そのやりとり等々も聴取を受けながら、意見を聴取して、パワハラがあったと認定できるだけの資料ではないということで、適正な業務の遂行上に、延長線にあるというお話をいただきましたので、一定の客観性は保てたものだと思っておりますし、また、職員については、聞き取り調査だけではなくて、事後でも構いませぬので、メール、あるいは手紙等々でも構いませぬので、気づいたことがありましたらあげてくださいといったもので調査をしましたが、いずれにしても、その辺も今は届いておりませぬ。そういった意味では、今の現時点では、新たな疑義が出ていないということでございませぬので、現時点では再調査する必要はないというふうに考えているところでございませぬ。

○議長（青柳宗五郎） 以上で14番鹿兒島議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第5 議案第10号 平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）から

日程第7 議案第12号 平成25年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件まで

○議長（青柳宗五郎） 日程第5、議案第10号平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）から日程第7、議案第12号平成25年

度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件まで、以上3件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第10号から日程第7、議案第12号まで、以上3件を一括議題といたします。

質疑の前に、柴田暹代表監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。柴田暹代表監査委員、登壇をお願いします。

【柴田暹代表監査委員 登壇】

○代表監査委員（柴田暹） 監査委員の柴田でございます。

私から、平成25年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算につきまして、審査結果の概要を報告いたしたいと思います。

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、秋田県後期高齢者医療広域連合長から審査に付されました平成25年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書につきましては、関係法令に準拠して作成されており、その各計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合し、正確であると認められました。

また、予算の執行、会計経理事務の処理及び財産管理の状況につきましても、適正に処理されているものと認められました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しております歳入歳出決算審査意見書をご参照いただきたいと思います。

今後とも、被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう適正な制度運営に努めるとともに、財務事務の厳正な執行に万全を期することを要望するものでございます。

以上、決算審査に係る意見の報告といたします。

○議長（青柳宗五郎） これで報告を終わります。

これより議案第10号から議案第12号までに対する質疑を行います。14番鹿兒島議員より通告がございますので、これを許可いたします。

14番鹿兒島議員。

【14番 鹿兒島 巖議員 登壇】

○14番（鹿兒島 巖） 14番鹿兒島であります。議案第12号について質問をさせていただきます。

まず初めに、歳入においてでありますけれども、10款諸収入3項雑入2目第三者納付

金の収入未済額、これが前年度ゼロ円でありましたけれども、この決算では1,103万7,362円と多額に発生しております。その理由について、「調定方法の変更によるもの」とありますけれども、どのように変更された結果こうなったのか。また、未済額があること自体好ましいことではないのではないのか。審査意見の「むすび」にも「相手方の事情を斟酌しつつも、未済の解決に努めていただき、国民健康保険連合会など関係機関と適切に連携し、適正な債権管理を求める」とありますけれども、その具体策はあるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

2つ目は、同項3目返還金1節診療報酬等返還金について、前年度は診療報酬等返還金46万7,090円のみでありましたけれども、25年度は診療報酬等返還金、これは1,378万3,594円となっております。また、過年度診療報酬等返還金が148万3,376円、それから診療報酬等返還金加算金が390万8,850円、合計1,917万5,820円と多額になっておりますけれども、この前年度との違いはどういうことなのか、説明をいただきたい。

次に、歳出についてでありますけれども、7款1項償還金及び還付加算金2目償還金が、前年度の決算額12億1,450万7,008円に対して、大幅増の29億7,364万6,017円となっております。内訳を見ますと、特に後期高齢者交付金返還金が、前年度5億5,686万8,318円から8億9,960万3,038円と、約3億4,000万円の増、医療給付費等負担金返還金が、前年度2億9,046万5,127円から16億9,134万8,713円と約14億円の増となっております。財政調整交付金返還金が前年度の26万5,000円から407万円ということで、約380万円ほどの増となっておりますけれども、これらの要因はどういうことなのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（青柳宗五郎） 答弁、須藤事務局長。

【 須藤智明事務局長 登壇 】

○事務局長（須藤智明） 鹿兒島議員の平成25年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算認定の件についてのご質問にお答えいたします。

初めに、1、歳入においての（1）第三者納付金の収入未済額が今年度多額に発生している理由は何か。また、収入未済額解決に向けた具体策はあるのかについてであります。第三者納付金の収入未済額は、1,103万7,362円であります。ここでの第三者行為は、すべて交通事故にかかわるもので、自動車任意保険に加入していなかった加害者に対する直接請求案件7件であり、生活困窮や資力に乏しいなどの理由から、その全部または一部が未収となっているものです。

これらの債権につきましては、従来、債務の履行が確定した際に、調定・収入を行って

いたところですが、昨年度の会計検査院による会計検査において、求償額の確定時に調定として計上されるべきものであった旨の指摘がありましたので、これを受け、過年度分を含む未収債権7件を一括して調定したものです。

保険者として、未収金があることは決して好ましいことではありませんが、それぞれの生活状態や資力に応じ、分納誓約などによる回収に努めているところであります。

今後も、引き続き、債務者の状況を把握しながら、定期的に催告するなど、債権の保全及び収納に取り組んでまいります。

なお、7件のうち1件は分納にて、平成26年6月に完済となっております。

次に、(2)診療報酬等返還金が前年度より増加しているが、その違いは何かについてであります。平成25年度決算においては、診療報酬等返還金の中に、愛知県の医療法人と横手市の医院における不正・不当請求2件分、1,238万5,048円が含まれており、これらに関連する過年度診療報酬等返還金及び診療報酬等返還金加算金が歳入されていることが前年度との大きな違いであります。

次に、2、歳出においての(1)償還金の決算額が前年度より増加している要因は何かについてであります。これらは、すべて医療給付費や各事業などの実績額確定に伴う、翌年度精算に係る返還金であります。後期高齢者交付金返還金については、前年度に比べ医療費の給付実績が低くなったことにより、返還金が増加したものであります。

医療給付費等負担金返還金については、前年度に比べ医療費の給付実績が低くなったことに加え、国より、想定外の医療費増が発生した場合に対応するため、リスク分として約9億円の追加交付があり、この9億円の全額返還が主な要因であります。

財政調整交付金についてであります。これは、長寿健康増進事業の特別調整交付金に係るものであり、市町村の健康診査事業等の事業実施見込みと実績の差によるものでございます。

○議長(青柳宗五郎) 再質問。——14番。

○14番(鹿兒島巖) ありがとうございました。

実は、このお話は、全員協議会の場合とも考えましたけれども、全協の前半、連合長等おりませんでしたので、本会議でちょっと言わせていただきたいわけですが、今回、議案が私の自宅に郵送されたのが22日の午後2時過ぎでありました。夕方帰宅して開封をして、議案に対する質疑通告の提出期限を見ましたら、10月27日月曜日12時まで。その間、25日、26日が土日でありますね。私のほうは遠隔地でもありますから、郵送に、少なくとも1日あるいは2日かかるんですよね。そうしますと、郵送して通告を出すためには、23日の午前中に出さないと、土日が入っていますから、危ないんですよ。そもそも普通郵便では期限内で届くか不安でありましたので、速達でということを見ると、

22日の夜と23日の午前中にしか議案に目を通す時間がない。そういうことなんです。質疑通告を書くにしても、やはり内容を見ませんとできませんし、この時間でできるのかと、あせって書いてしまった結果、質問通告の数字が大分間違いまして、事務局にご迷惑をかけました。これは事務局におわびしておきますけれども。そういうことで、私は単なる一町の、小さな町の町会議員でありますから、一応この時間でも何とか目を通せましたけれども、ここにいらっしゃる議員の皆さんは大変お忙しい方だと思います。そういう方々がこの分厚い議案に全部目を通すことができるのかなというふうに私は不安に思いまして、前にも言いましたけれども、少なくとも議案の送付については、もっと余裕を持ってやっていただきたいというふうにお願いしておりましたけれども、今回もこういう事態だったと。これは、ぜひこの際一言申し上げておきたいと思っておりますけれども、改善をお願いしたいということでもあります。

それで、再質問でありますけれども、この内容、大体、そういう内容であったというふうにわかりました。特に2番については、医療の不当請求による原因だということがわかりましたのでいいんですが、歳出についても、医療給付費が低くなったと、原因だということをおっしゃいましたが、その医療給付費が低くなったという原因、被保険者が増えている状況でしょ。そういう中で、給付が低くなったというのは、何か特別な理由があったのか。医療の抑制なのか、それとも、何なのか、その辺の分析等は行っておりますか。この際、やっぱり決算ですから、「低くなった。低くなったには、こういう理由が考えられる」ぐらいなご説明があればうれしいなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（青柳宗五郎） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤智明） 低くなった原因については、例えば、疾病統計等で調査する必要がありますが、これについては、ちょっと時間を要するものと思われま。

それ以外の要素といたしまして、支払基金からの変更交付決定というのが年4回行われておりますけれども、最後の変更交付決定というのは、3月末でございますので、要は、12月の診療分までの給付実績がベースとなっております。ということで、1月、2月の診療費、診療分の給付費は、今回も医療費が結果的に少なくなったわけですが、この見込みより低く抑えた場合には、返還金がやはり大きく生じてしまうと、そういったような仕組みの制度、この2ヵ月間の給付実績を比較すると、前年度よりも医療給付費が結果的に下回ったと。これ、原因はちょっとまだわかりませんが、そういったようなことで、今回の返還金が多く出たということでございます。

○議長（青柳宗五郎） 14番。

○14番（鹿兒島巖） ありがとうございます。

やっぱり疾病の状況を、これをやっぱり把握しておくことが今後の医療給付費を積算す

る上でも非常に有効なことだと思いますので、ぜひ各年度ごとの疾病の状況を把握しておいていただきたいというふうに思うわけであります。

そういう中で、やっぱり一番大きいのは、医療給付費でありますから、これが減れば、いわゆる会計も楽になるわけですし、今回は、そういう意味では、前年度よりもさらに多い、留保金ですか——が出ているわけでありますので、会計の状況は非常に、そういう意味ではよくなったというふうにとらえているわけでありますけれども、その点についての、どうしてそうなったのかについての原因についての調査等もやっていただければと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（青柳宗五郎） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤智明） 先ほども言いましたけれども、その原因については、簡単にはなかなか出ないと思いますので、例えば国保のデータベースだとか、その辺の状況も確認した上で調査したいと思っております。

○議長（青柳宗五郎） 以上で鹿兒島議員の質疑を終わります。

ほかに通告がございませんので、議案第10号から議案第12号までに対する質疑を終了いたします。

これより、議案第10号から議案第12号までに対する討論を行います。

通告はございません。以上で、議案第10号から議案第12号に対する討論を終了いたします。

これより、順次採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。

議案第10号について採決いたします。お諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号について採決いたします。お諮りいたします。議案第11号は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第12号について採決いたします。お諮りいたします。議案第12号は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり認定さ

れました。

日程第8、請願第1号秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の死亡に関し、第三者委員会による調査の実施を求める請願を議題といたします。

請願第1号は、会議規則第132条の規定により、議会運営委員会に付託いたします。会議時間を18時まで延長いたします。

この際、議会運営委員会において、請願第1号を審査するため、暫時休憩をいたします。

〔午後4時39分 休憩・午後5時7分 再開〕

○議長（青柳宗五郎） 休憩前に引き続き会議を聞きます。

議会運営委員長の報告を求めます。藤原議会運営委員長。登壇でお願いします。

【藤原美佐保議会運営委員長 登壇】

○議会運営委員長（藤原美佐保） 議会運営委員長の藤原でございます。

議会運営委員会に付託されました請願審査についてご報告申し上げます。

請願第1号秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の死亡に関し、第三者委員会による調査の実施を求める請願は、審査の結果、請願趣旨のとおり採択すべきものと決しました。

措置といたしまして、本請願を連合長に送付するとともに、処理の経過及び結果の報告を請求することが適当と認めるものであります。

なお、つけ加えまして、この後、採決が行われると思っておりますけれども、各議員の判断を求めることとし、報告といたします。

以上であります。

○議長（青柳宗五郎） これで議会運営委員長の報告を終わります。

これより、委員長の報告に対する質疑を行いたいと思っておりますが、質疑ございませんか

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） 質疑なしと認めます。以上で委員長の報告に対する質疑を終わります。

これより、請願第1号に対する討論を行います。

初めに、反対討論の発言を許しますけれども、反対討論はございますか。今の運営委員長の報告に対して。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） 反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。賛成討論ございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） 賛成討論なしと認めます。

以上で請願第1号に対する討論を終了いたします。

これより採決いたします。採決の方法は起立採決で行います。

お諮りいたします。請願第1号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

【 賛成者起立 】

○議長（青柳宗五郎） 賛成多数であります。したがって、請願第1号は採択することに決定いたしました。ただいま採択と決定いたしました請願第1号秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の死亡に関し、第三者委員会による調査の実施を求める請願の取り扱いについては、これを議会の意思として連合長に送付いたします。

この際、お諮りいたします。本件については、執行部の処理経過及び結果の報告を請求することとしてよろしいでしょうか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

以上をもちまして、本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長（青柳宗五郎） この際、広域連合長から発言の申し出がございますので、発言を許可いたします。穂積連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積志） 閉会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、慎重なるご審議の結果、補正予算の議決、さらには決算の認定を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、請願につきましては、今後、正副連合長において協議し、適切な対応を検討してまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、今後とも、なお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。

閉 会

○議長（青柳宗五郎） この際、お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本定例会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで、平成26年10月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後5時13分 閉 会

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 123 条第 2 項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員